

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
- ……………（環境局総務部環境政策課）……………一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………七
- 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百六号（東京都議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）の一部訂正……………九
- 令和元年七月二十一日執行参議院（東京都選出）議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨……………九

公告

- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………九
- ……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）……………九
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………（同）……………九
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………一〇
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………一〇
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇

告示

●東京都告示第千四百四十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月八日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称及び種類

一般国道二十号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする延長約一・五キロメートルの区間において、往復四車線の道路を整備するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が二件、事業段階関係市長からの意見が二件あり、意見の内容は、騒音・振動、日影、史跡・文化財及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は

別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和四年十一月八日から同月二十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 日野市環境共生部環境保全課

日野市神明一丁目十二番地の一

イ 八王子市環境部環境保全課

八王子市元本郷町三丁目二十四番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は、表1に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	2件
事業段階関係市長（日野市、八王子市）の意見	2件
合計	4件

1 都民の意見の概要と事業者の見解

都民の主な意見の概要及びそれらに対する事業者の見解は、以下に示すとおりである。

1.1 事業計画

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>現行計画におけるスケジュールについて、事前調査・準備、着工、竣工、開通の大きなたスケジュールを教えてください。</p>	<p>現在、地質調査等の事前調査・準備等を行っている段階であり、今後の具体的な事業スケジュールは未定です。環境影響評価の手続き後、用地買収等の事業に必要な手続きを行い、工事に着手していきたいと考えており、本事業の全体工事期間は工事着手から概ね10年を予定しています。なお、具体的な事業スケジュールについては、今後の工事説明会等の場で説明してまいります。</p>
<p>計画道路は日野都市計画道路3・4・24号線、同3・4・25号線と合流が予定されているはずですが、特に日野都市計画道路3・4・24号線は、本事業の工事が始まるまでには、道路が完成しているものと思われ、その場合は、工事においてもこの道路が活用されることは容易に想像されます。にも拘わらず、本評価書案では、この道路を使うことの影響評価の記述がないように思われます。</p>	<p>日野都市計画道路3・4・24号線、同3・4・25号線の事業主体は日野市であり、供用時期は明確でないことから、工事の進行中における工事用車両の搬入ルートとして想定してはいたませんが、工事の実施段階において、それらの日野都市計画道路について事業進捗を把握し、必要に応じて工事用車両の搬入ルートとして検討してまいります。</p> <p>また、工事の完了後における計画交通量の推計にあたっては、日野都市計画道路3・4・24号線、同3・4・25号線を含めて、将来の道路整備状況を想定して推計しています。</p>
<p>調査・検討によって、日野市側からの車両は、工事期間及び供用期間とも、都道町田平山八王子線の東平山2丁目交差点通過車両が分流するだけで、総量は変わらないと試算される等ということが結果としてあったとしても、評価書においては都市計画道路への言及も記載しておくべきものではないかと考えます。</p>	

都民の意見の概要

この道路建設の目的の一つに「交通渋滞の緩和」というものがあると記載されています。この道路ができれば、八王子市内に入らない車は、その割合がどの程度かは別にして既存道路の渋滞の緩和となる、このことは実感としても理解できます。

問題は、一般国道16号（八王子バイパス）の渋滞です。現在の昼間、特に夕方の渋滞の起点となっているところ、さらに、一般国道20号からの車両を流入させると、北野町一帯は一般国道16号（八王子バイパス）の南行に交通が流れないことになり、それが原因で、計画道路の西行の交通が渋滞することになるのではないかと懸念します。既に、渋滞が起きているということと、それがどのようになるのかということに対してのコメントは、この評価書案にはなかったと思います。

現在、既に発生している北野町を起点とする一般国道16号（八王子バイパス）の渋滞に対して、計画道路がどのように有効なのかの評価をすべきだと考えます。

事業者の見解

本事業とともに、一般国道20号八王子南バイパス及び日野バイパス（延伸）の3事業が一体となって整備が進められています。また、一般国道16号（八王子バイパス）との交差点については本線を地下構造とし、側道を平面構造で一般国道16号（八王子南バイパス）に接続させる計画としています。

これら3事業が完成（供用）し、一般国道20号のバイパスが整備されることで渋滞緩和等が見込まれ、一般国道16号（八王子バイパス）を含む周辺地域の交通円滑化、地域の安全性向上が図られるものと考えています。

1.2 環境全般

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>日野都市計画道路3・4・25号線との合流は平面となるようですが、相当の道路との新規交差であり、また、浅川に最も近いことから、地盤等も含め、この新規交差点や関連道路がどのような影響を及ぼすのかの記載が見当たりません。日野都市計画道路3・4・25号線との関係については、評価及び記述の充実を求めます。</p>	<p>本環境影響評価においては、一般国道20号日野バイパス（延伸）II期建設事業の影響を予測・評価することとしてしています。予測は、事業特性、地域特性を踏まえ、事業影響を適切に把握できる地域、地点を設定し行っています。</p>

1.3 騒音・振動

都民の意見の概要	事業者の見解
<p>騒音について、「現況値」は何時の時点での測定値でしょうか？最も気になるのは夜10時～午前7時くらいかとおもいます。この時間帯での測定値で比較検討していただければと思います。</p>	<p>騒音の現況値は、24時間連続で測定し、騒音に係る環境基準の評価手法及び時間の区分に基づき、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～6:00)におけるそれぞれの等価騒音レベルを示しています。</p> <p>自動車の走行に伴う道路交通の騒音レベルは、騒音に係る環境基準の評価手法及び時間の区分に基づき、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～6:00)におけるそれぞれの等価騒音レベルについて予測及び評価を行っています。</p>

<p>都民の意見の概要</p> <p>「騒音」についてですが、都心であっても、日野、八王子であっても「住居地域」での基準値は同じでしようか？長年生活している環境が違えば同じ値でも感じ方は大きく違ってきます。考え方ですが、現況値+15dBを目標値とし、また最大値は「基準値」以下といった数値目標を設定されるべきでは無いでしょうか。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>騒音に係る環境基準に基づく基準値は、地域の類型ごとに定められています。各類型を当てはめる地域は都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）により指定されますが、A類型が専ら住居の用に供される地域であり、都心部及び郊外部において、類型ごとの基準値に違いはありません。また、幹線交通を担う道路に近接する空間においては特別値が一律で適用されません。</p> <p>本環境影響評価の評価にあたっては、関係法令等に基づく基準等を評価の指標としましたが、騒音の影響を可能な限り回避又は低減するための措置として、評価書案に記載した措置を行います。</p>
<p>説明会に出席しましたが、騒音については数値だけではなかなか理解できないと思います。説明会では参考事例を挙げていただいた上で、ご説明頂ければよりわかりやすいと思います。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全のための措置の内容について、工事説明会等の場を活用して、地域住民等に対し丁寧な説明に努めてまいります。</p>

1.4 その他

<p>都民の意見の概要</p> <p>浅川において、新たに架橋するという事は、その橋脚が川の流れにとって障害物となるものを設置することであるし、護岸工事等で川幅や川の流れの変更があるものと想像されます。</p> <p>新橋が浅川の上下流の特に水害にとって、どのような影響を与えるのか、また、それが、現在とられている河川の改修対策で十分なのかということも含めて、評価されたものを評価書の中に項目を立てて記録として残すべきではないかと考えます。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>橋脚を含めた具体的な橋梁設計等については、「河川管理施設等構造令」等の技術基準等に基づき詳細設計を行い、河川管理者と協議の上、水害対策等を踏まえて検討してまいります。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 事業段階関係市長の意見と事業者の見解

事業段階関係市長の意見とそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

2.1 日野市長の意見と事業者の見解

<p>意見の内容</p>	<p>事業者の見解</p>
<p>(1) 騒音・振動【工事の施行中】工所用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル 日野市東平山2丁目において工所用車両の走行に伴う道路交通の振動の最大値が予測されている。市民の健康で快適な生活の確保のために最大限振動数値の低減化を図らねばならない。</p>	<p>工所用車両の走行に伴う振動の影響については、影響を可能な限り回避又は低減するための措置として、現地条件等を勘案し、必要に応じて「既存道路の交通量等を考慮した運行ルート」の選定、「工所用車両の出入り口の分散」等の措置を行います。</p> <p>なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
<p>(2) 騒音・振動【工事の完了後】自動車等の走行に伴う道路交通の騒音・振動レベル 遮音壁を設置した結果、日野市西平山3丁目において、自動車の走行に伴う道路交通の騒音の最大値が予測されている。加えて同地域において振動の最大値にわたるため、市民の健康で快適な生活の持続性の確保のために最大限騒音及び振動数値の低減化を図らねばならない。</p>	<p>自動車の走行に伴う騒音・振動の影響については、影響を可能な限り回避又は低減するための措置として、「遮音壁の設置」等の措置を行うとともに、必要に応じて「排水性舗装の敷設」等の追加措置を検討します。</p> <p>なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
<p>(3) 日影【工事の完了後】橋梁構造物の存在に伴う冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 工事の完了後はその影響が長期間にわたる。市民の健康で快適な生活の持続性を確保するため球光型遮音壁の設置等の適切な措置を図らねばならない。</p>	<p>遮音壁の設置にあたっては、現地条件等を勘案し、必要に応じて透光型遮音壁の設置を検討し、日照阻害の緩和を図ってまいります。</p>
<p>(4) 史跡・文化財【工事の施行中】工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、文化財保護の見地に立ち、事前発掘調査、重要遺構の保護等適切な措置を講じるよう配慮されたい。</p>	<p>事業実施にあたっては、日野市西平山土地区画整理事業における埋蔵文化財包蔵地に係る調査結果を参考にするとともに、工事に先立ち、「文化財保護法」に基づき、必要な届出や協議を都教育委員会及び市教育委員会へ行い、発掘調査等の適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に新たな埋蔵文化財が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき、速やかに発掘調査等の適切な措置を講じます。</p>

意見の内容	事業者の見解
<p>(5) その他 日野市域における一般国道 20 号日野バイパス(延伸)Ⅱ期建設事業予定地では、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業が施行中であるため、道路構造の決定にあたっては土地区画整理事業における各種計画との調整・整合を図るとともに、関係権利者への周知を図らわたい。</p> <p>また、事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、環境保全の見地に立って周辺環境への負荷を極力小さいものとなるよう配慮されたい。なおかつ、地域住民や周辺権利者の意見、要望等については丁寧に対応し、理解を得られてから現場着手するよう計画的に事業を進めていただきたい。</p>	<p>事業の実施にあたっては、日野都市計画事業西平山土地区画整理事業における各種計画との調整・整合を図るとともに、関係権利者への周知を図ってまいります。</p> <p>また、関係法令等を遵守し、環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮するとともに、地域住民や周辺権利者の意見、要望等があった場合には丁寧に対応し、理解と協力を得られるよう努めてまいります。</p>

2.2 八王子市長の意見と事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>事業の実施にあたり環境に係る各法令を遵守し、環境保全措置を適切に講じられたい。また、地域住民や沿道の関係者からの意見、要望について誠意をもって対応し、理解と協力を得るよう努められたい。</p>	<p>事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、環境保全のための措置を適切に講じてまいります。また、地域住民や沿道の関係者からの意見、要望等があった場合には丁寧に対応し、理解と協力を得られるよう努めてまいります。</p>

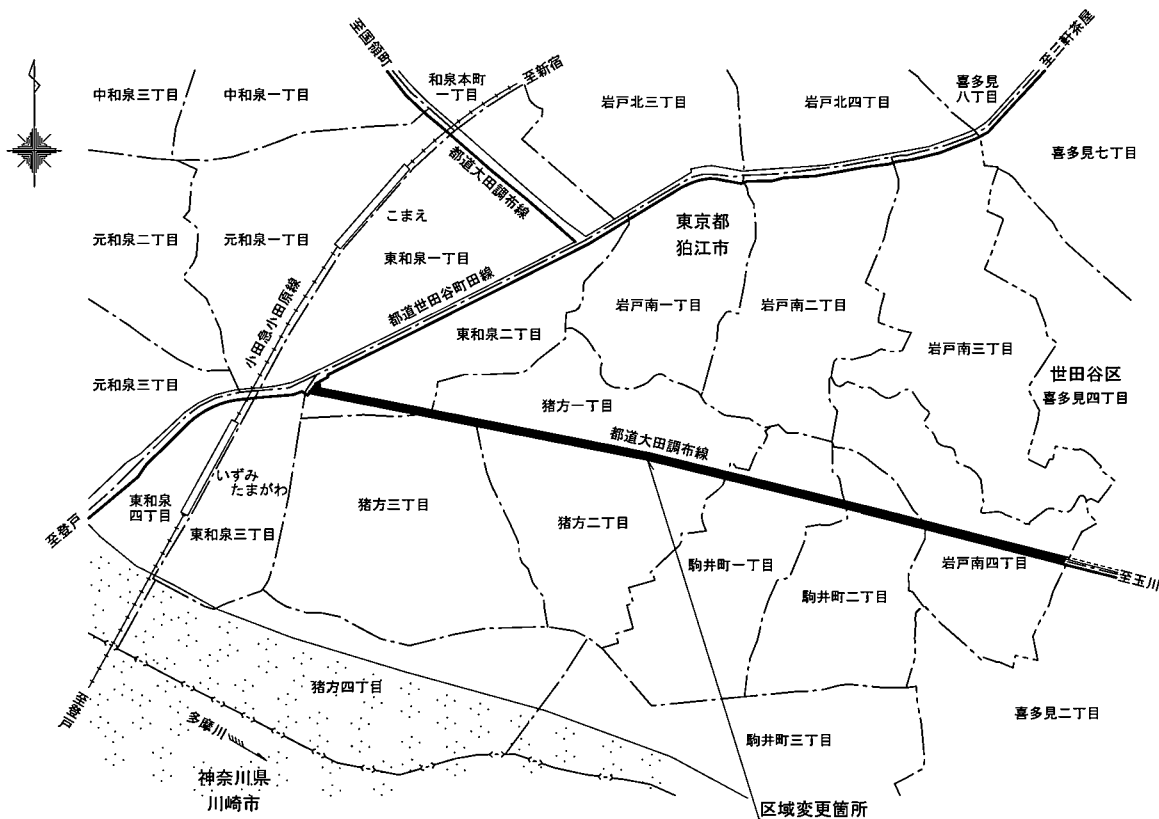
<p>●東京都告示第千四百四十九号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。</p> <p>その関係図面は、令和四年十一月八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。</p> <p>令和四年十一月八日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 路線名 大田調布 二 変更の区間 狛江市若戸南四丁目百五十一番十四地内から同市東和泉二丁目二千五百九番一地内まで 三 変更の概要 別図表示のとおり</p>

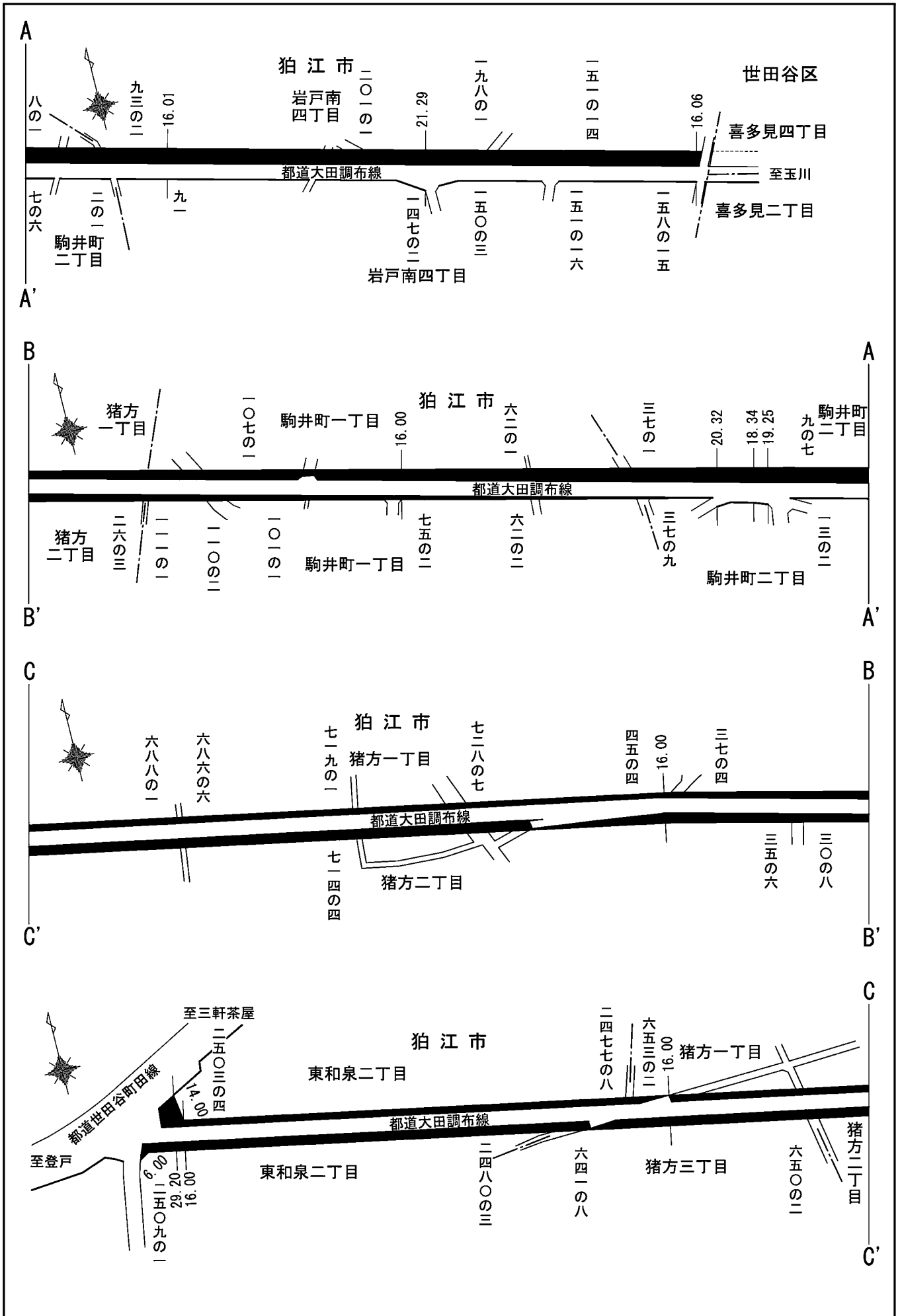
別図

都道大田調布線区域変更略図

狛江市岩戸南四丁目～東和泉二丁目

編入区域
 市道
 都道
 延長 一、六〇八・二六メートル
 面積 一、一六六・三・八二平方メートル
 計画線

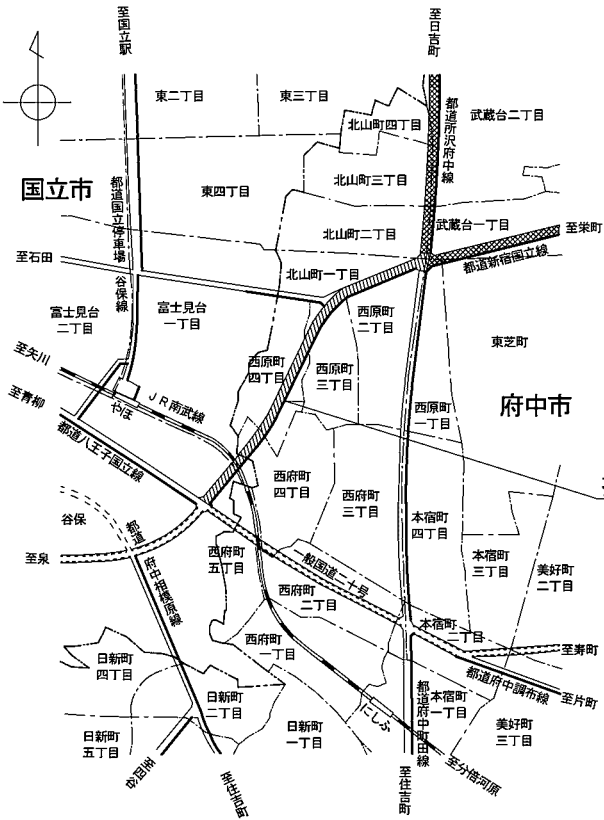




別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道新宿国立線
府中市武蔵台一丁目～国立市谷保

延長 一、三四一・〇三メートル
 (電線共同溝予定名称 新宿国立・九号)
 既指定区間

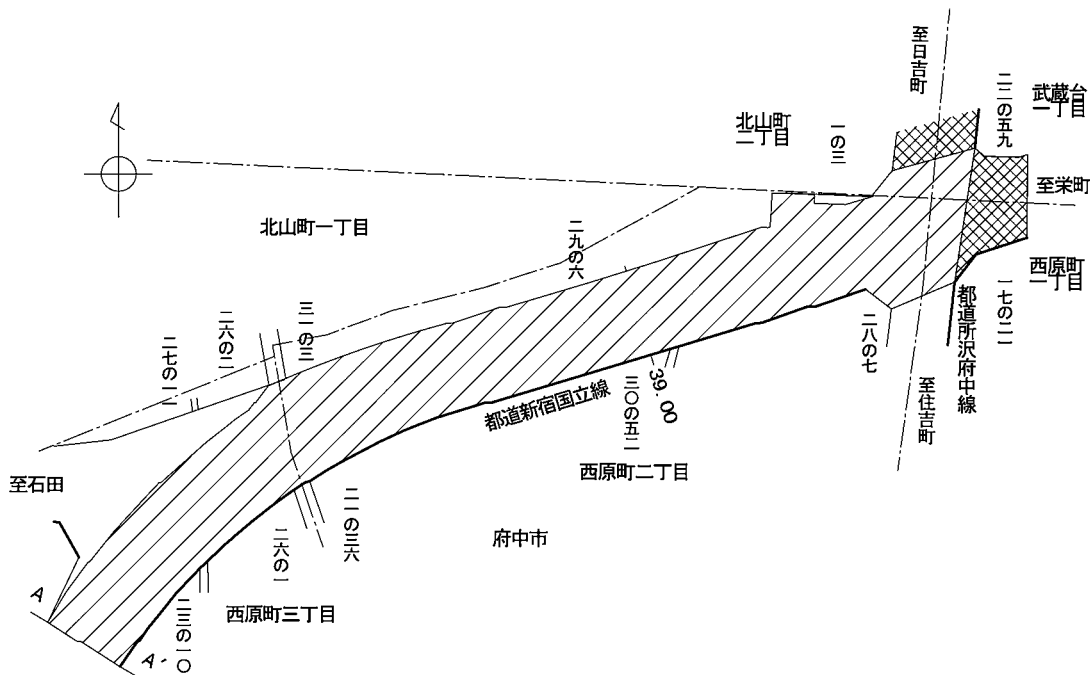


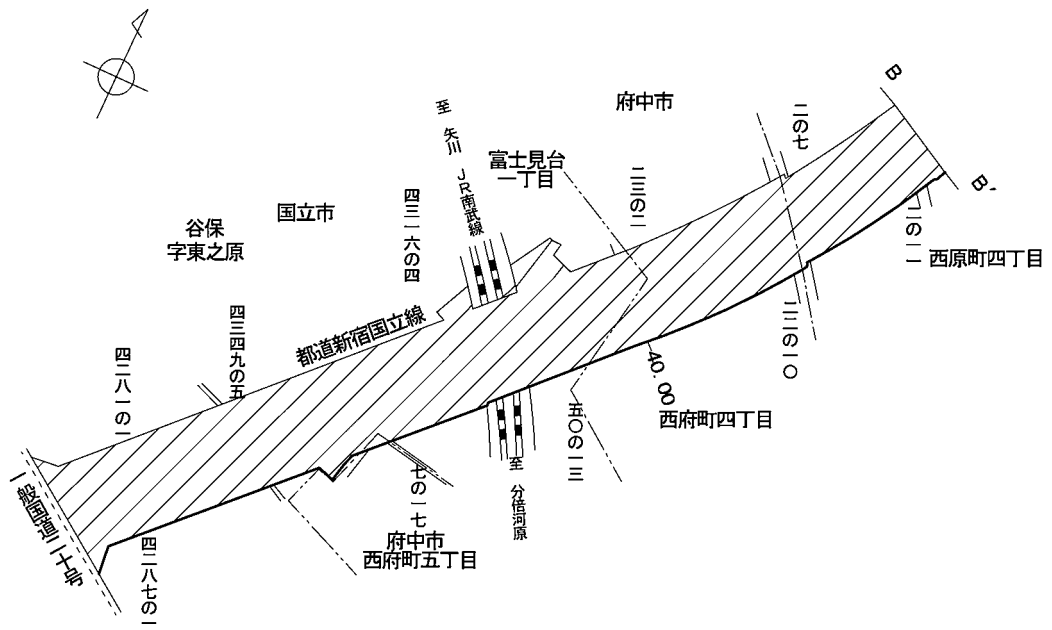
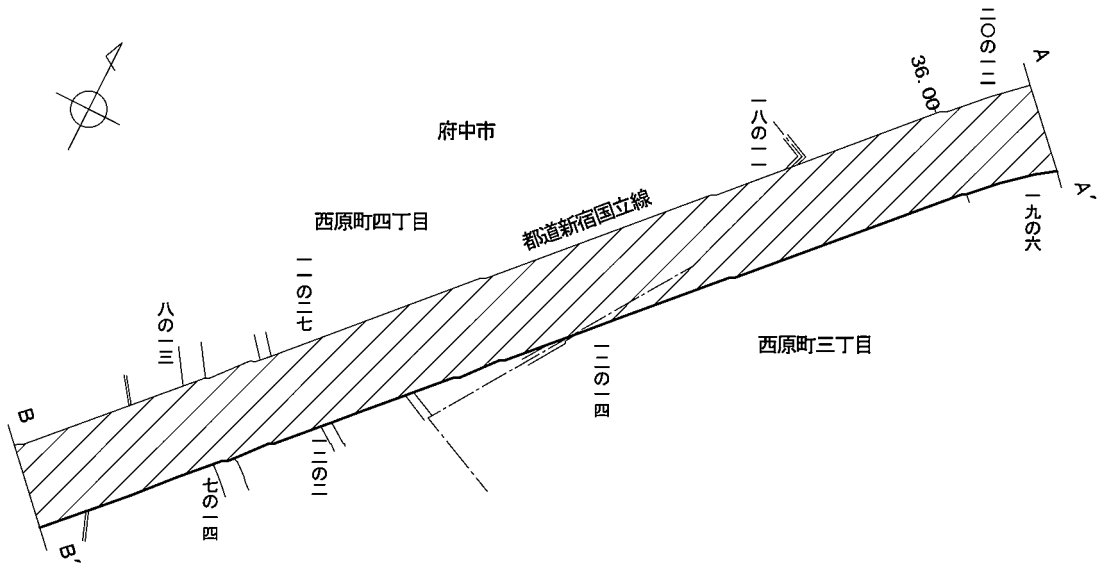
指定箇所

●東京都告示第千四百五十号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
 令和四年十一月八日
 東京都知事 小池百合子
 都道新宿国立線

二 指定する区間
 府中市武蔵台一丁目二十二番五十九地内から国立市谷保字東之原四千二百八十一番一地内まで
 別図表示のとおり
 三 指定の概要





告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第三百十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定による選挙運動費用に関する収支報告書について、平成二十九年七月二日執行の東京都議会議員選挙における候補者清水こうじの出納責任者神宮智恵から訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、東京都議会議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨(平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百六号)の一部を次のように訂正する。

令和四年十一月八日

東京都選挙管理委員会

3 報告書の要旨の部候補者氏名清水こうじの款収入の項中「6,672,800」と「172,800」を「その他の収入 0」と「その他の収入 6,500,000」に改める。

東京都選挙管理委員会告示第三百一十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十二条第一項の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院(東京都選出)議員選挙における候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨を、次のとおり公表する。

令和四年十一月八日

東京都選挙管理委員会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院(東京都選出) 議員選挙
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 59,250,000円

Table with columns: 報告書の要旨, 候補者氏名, 所属党派, 出納責任者氏名, 期. Values include: おどきた慶, 日本維新の会, 藤川聖之, 令和元年7月16日から令和元年7月16日まで(第4回分)

Table with columns: 収入, 支出. Includes sub-totals for '主たる寄附' and 'その他の収入', and '人件費', '家賃費', '通信費', etc.

Table with columns: 支出のうち公費負担相当額, 項, 目, 金額. Lists items like '選挙運動用通常葉書の作成', 'ポスターの作成', etc.

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 NPO法人TOKYO NOVYI・ART
二 代表者の氏名 岡崎 弘司
三 主たる事務所の所在地 世田谷区北沢二丁目十三番六号 第1マツヤビル3F

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年十一月八日

<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 代表者の氏名 NPO法人TOKYO NOVYI・ART 岡崎 弘司</p> <p>三 主たる事務所の所在地 世田谷区北沢二丁目十三番六号 第1マツヤビル3F</p> <p>四 認証年月日 令和三年三月五日</p>	<p>一 名称 認定特定非営利活動法人CLOUDY</p> <p>二 代表者の氏名 銅冶 勇人</p> <p>三 主たる事務所の所在地 渋谷区恵比寿一丁目十六番二十六号 協和ビル二階</p> <p>四 認証年月日 令和四年六月三日</p>	<p>一 氏名 本橋 光夫</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和四年十一月八日</p> <p>市街地再開発組合の理事長の就任について 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p>
<p>二 住所 東京都練馬区石神井町三丁目二十番十五号</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和四年十一月八日</p>	<p>一 店舗名 昭和の森ワンダーランド</p> <p>二 店舗所在地 昭島市大神町字古新田七百六十四番四ほか</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 意見 ア 聴取者 昭島市長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和四年十月二十日</p>	<p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和四年十一月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>発行所 東京 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)</p> <p>郵便番号 163-8001</p> <p>印刷所 勝美印刷株式会社 東京 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)</p> <p>郵便番号 113-0001</p> <p>FSC ミックス FSC® C006270</p> <p>リサイクル適性</p>		